

香川高等専門学校専攻科修了認定会議規程

平成28年 3月 3日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第22条第2項の規定に基づき、香川高等専門学校専攻科修了認定会議（以下「会議」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 会議は、香川高等専門学校専攻科創造工学専攻又は電子情報通信工学専攻（以下「各専攻」という。）の学生の単位修得及び課程修了の認定に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 会議は、各専攻に置く。

2 会議は、校長、各専攻の常勤教員及び事務部長をもって組織する。

(運営)

第4条 会議は、校長が招集し議長となる。

2 校長に事故あるときは、あらかじめ校長の指名する者が議長の職務を代行する。

(組織以外の者の出席等)

第5条 校長が必要と認めたときは、組織以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 会議に関する事務は、学務課又は学生課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年 3月 3日から施行し、平成28年2月24日から適用する。